

野田市議会全員協議会規程をここに  
公布する。

令和4年9月22日

野田市議会議長 山口 克己

## 野田市議会規程第 2 号

### 野田市議会全員協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、野田市議会会議規則（昭和52年野田市議会規則第1号）第166条第1項の規定により設けられた全員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議等事項)

第2条 協議会において協議又は調整を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会改革、調査研究等を含む議会運営全般に関する事項
- (2) その他議長が必要と認める事項

(会議)

第3条 協議会の会議は、議長が主宰する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会において協議して定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。